第3章 循環型社会の形成

第1節 循環型社会の形成に向けた法制度の施行について

(1) 循環型社会形成推進基本法(循環型社会基本法)

循環型社会基本計画において示された、物質フロー指標に関する目標及び取組指標に関する目標の達成や、低炭素社会・自然共生社会との統合的取組、地域循環圏の構築、国際的な循環型社会の構築へ向けた取組を進めます。

また、廃棄物の焼却や埋立てに伴う温室効果ガスについては、その排出量の抑制を図ります。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

平成13年5月に環境大臣は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(基本方針)を決定し公表しています。その中では、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とすること等を定めています。これにより平成22年12月に改正した基本方針では、平成27年度において一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量をそれぞれ平成19年度に対し約22%、約12%に削減することとしています。

また、同基本方針において、国は、市町村及び都道府県が行う、その区域内の廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑にできるよう、平成19年6月に策定した「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」の更なる普及等を通じた技術的な支援等に努めることとされていることから、このことについて引き続き取り組むとともに、会計基準の活用状況等の把握、優良事例の抽出、課題の検討等を行い、必要に応じてこれらの見直しに向けた検討を進めていきます。

さらに、平成25年度より5年間の新たな「廃棄物処理施設整備計画」を作成し、廃棄物処理における3Rの推進を前提としつつ、一般廃棄物処理における地球温暖化対策や災害対策の強化を実施していきます。

廃棄物系バイオマスについては、分別、収集運搬、再生、利活用を含めたシステム全体について、具体的かつ実践的な再生利用手法を提示し、地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの大幅な利活用の促進を図ります。

また、産業廃棄物処理施設のモデル的整備事業に対する補助制度により、廃棄物処理センター等の公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進を図ります。

最終処分場の確保が特に困難となっている大都市圏のうち、近畿圏においては、大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域処理場整備を促進して、埋立ての円滑な実施を図ります。また、首都圏においては、必要な広域処理場を確保して、埋立ての円滑な実施を図ります。

産業廃棄物問題の根本的な解決に向け、不法投棄等の不適正処理事案の発生の未然防止や電子マニフェストの普及促進等による廃棄物処理システムの透明性の向上、優良で信頼できる産業廃棄物処理業者の育成を昨年度に引き続き進めてまいります。

石綿を含む廃棄物及び微量のPCBに汚染された廃電気機器等の円滑かつ安全な処理を促進するために、処

理技術に関する検討を行うとともに、無害化処理認定制度により、これらの廃棄物の無害化処理を促進します。

(3) 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)

従来進めてきた取組に加え、産業構造審議会において平成20年1月に取りまとめられた報告書に基づいて、世界最高水準の省資源社会の実現を図るため、各種資源の投入量のさらなる低減施策に取り組み、我が国産業の競争力の維持・強化等を図ります。

また、平成20年度から、3R配慮型製品の市場を確保するため、製造事業者による3Rに関する製品設計・製造の取組状況を、消費者に対して正確に、分かりやすく伝えるための評価手法・仕組みの検討を行っています。

(4) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)

改正後の容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、容器包装廃棄物排出抑制推進員(愛称:3R推進マイスター)を活用した消費者へのさらなる普及啓発や、小売業に属する事業を行う者(指定容器包装利用事業者)に対して義務付けられた容器包装廃棄物の排出抑制促進措置を着実に実施し、容器包装の使用合理化を図ります。また、容器包装リサイクル法の参加市町村を増加させるための取組についても検討します。

「環境物品等の調達の促進に関する基本方針」の改訂を通じ、国等の各機関による再使用の促進のために容器包装の返却・回収が可能なリユース商品の購入の拡大を検討します。

改正容器包装リサイクル法の施行から5年が経過し、改正法附則に基づく法の見直し時期の到来を受け、制度の評価・検討を進めていきます。

(5) 特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)

家電リサイクル法施行令の改正により平成21年4月から追加された対象機器(液晶・プラズマテレビ、衣類 乾燥機)も含めて、引き続き、使用済家電の適正なリサイクルを進めていきます。また、家電リサイクル法 ルート以外のルートにおける処理の状況などの使用済家電のフローについて把握し、使用済家電の流通実態・ 処理実態の透明化を推進します。

不適正な処理ルートの対策に関しましては、環境省から地方自治体宛てに不用品回収業者が取り扱う使用済み家電製品についての通知(「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」)に基づき、対策を強化していきます。

また、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会及び家電リサイクル制度評価検討小委員会の合同会合において、平成20年2月に取りまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」に基づき、制度の評価・検討を進めていきます。

(6) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)

平成25年4月1日から使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)が施行されます。本法律では、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講じることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の促進を推進していきます。

(7) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)

食品廃棄物等の発生量が一定規模以上の食品関連事業者に対する定期報告の義務付け等指導監督の強化、 登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画認定制度を通じた再生利用等の円滑な取組等を引き続き推進 します。

また、食品循環資源の再生利用等の推進を図るため、食品リサイクル制度の普及啓発を実施するほか、平

成24年4月に施行された食品廃棄物等の発生抑制に係る業種・業態別目標値の達成のため、消費者等を巻き込んだフードチェーン全体での発生抑制の取組を促進します。

食品リサイクル法は、前回の法改正から5年が経過し、改正法附則に基づき施行状況を点検する時期を迎えたことから、食品リサイクル法見直しに向けた検討を進めていきます。

(8) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)については、引き続き分別解体等の徹底、建設資材廃棄物の再資源化等を促進し、資源の有効利用や廃棄物の適正な処理を図ります。また、関係者間の連携強化、分別解体、再資源化の促進に向けて建設リサイクルに関する普及啓発等を図っていきます。

さらに、「建設リサイクル推進計画2008」に基づく施策の着実な実施等の必要な措置を講じます。

(9) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)

使用済自動車に係る廃棄物の減量及び資源の有効な利用の確保に向け、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において、平成22年1月にまとめられた「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」等を踏まえつつ、引き続き必要な措置を講じます。

また、制度の円滑な施行に向けて、関係事業者や自動車所有者等に対して制度の周知を図るほか、使用済 自動車の引取りに支障が生じている離島市町村や、使用済自動車の不法投棄に対して行政代執行を行う都道 府県等に対し、支援事業を行います。

さらに、国際的な化学物質規制の動向を踏まえつつ、自動車リサイクル制度との整合を図るために必要な 措置の検討を行います。

(10) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)

国は、日本環境安全事業株式会社を活用し、高圧トランス等及びPCB汚染物等を処理するため、引き続き 全国5か所(北九州、豊田、東京、大阪、北海道室蘭)における拠点的広域処理施設の整備を図り、可能な限り 早期の処理完了に向けて施策の推進を図っていきます。

また、処理費用負担能力の小さい中小企業者等が保管しているPCBを使用した高圧トランス等及びPCB汚染物等の処理に係る負担を軽減するために設置しているPCB廃棄物処理基金を造成するための予算措置を引き続き行います。

微量PCB汚染廃電気機器等の処理については、処理技術に関する検討を行うとともに、廃棄物処理法における無害化処理認定により処理体制の整備等を行い、確実かつ適正な処理を進めるための必要な施策を一層推進していきます。

さらに、PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会の報告書「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」(平成24年8月)において示された基本的な考え方を踏まえ、今後の講ずべき対策に関する取組を進めます。

(11) 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(産廃特措法)

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成15年法律第98号。以下「産廃特措法」という。)は、平成24年度末に期限が切れる法律でしたが、近年、すでに特定支障除去等事業を行っている事案において当初想定以上の廃棄物が発覚するなど、依然として、平成9年の改正廃棄物処理法の施行以前の不適正な処分事案で支障等が存在するものがあるため、法の有効期限を平成34年度末までとする改正法を国会に提出し、平成24年8月に成立、公布されました。

今後とも、廃棄物処理法に定める処理基準に違反して不適正に処分された産業廃棄物(特定産業廃棄物)に 起因する生活環境保全上の支障の除去等の事業について、引き続き事業の計画的かつ着実な推進を図ってい きます。

(12) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)

国等の各機関では、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく 基本方針に即して毎年度環境物品等の調達方針を作成・公表し、これに基づいて環境物品等の調達の推進を 図ります。

地方公共団体におけるグリーン購入の取組を促すため、地方公共団体を対象としたグリーン購入に関するアンケート調査や、基本方針の変更についての説明会等を行うとともに、地方公共団体向けグリーン購入取組ガイドラインを用いた普及啓発に努めます。

さらに、幅広い主体による環境物品等の購入を推進するため、環境物品等に関する情報の信頼性確保及び 情報提供体制のあり方についてのガイドラインの普及・啓発を行います。

廃棄物の発生の少ない製品やリサイクル可能な製品など、環境への負荷の少ない製品の積極的な購入を進めるため、グリーン購入に率先して取り組む企業、行政の取組について情報提供することによって、グリーン購入の促進を図っていきます。

(13) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(農林漁業バイオ燃料法)

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)に基づき、農林漁業者やバイオ燃料製造業者が連携して原料生産からバイオ燃料(エタノール、木質ペレット等)製造までを行う「生産製造連携事業」及びバイオ燃料の製造の高度化等に向けた研究開発を行う「研究開発事業」にかかわる計画を国が認定し、新設したバイオ燃料製造施設に係る固定資産税の軽減(平成26年3月31日新設分まで)、農林漁業者に対する改良資金等の償還期間の延長、品種登録の出願料及び登録料の軽減等の支援措置を実施します。

(14) バイオマス活用推進基本法

バイオマス活用推進基本法 (平成21年法律第52号) に基づき、平成22年12月に閣議決定した「バイオマス活用推進基本計画」における目標達成のため、関係7府省共同でバイオマス事業化戦略をとりまとめ、技術とバイオマスの選択と集中による事業化(バイオマス産業都市)の推進を図っていきます。

第2節 循環型社会を形成する基盤整備

1 2Rの取組がより進む社会システムの構築

廃棄物の有料化に伴うさまざまな問題に関する考え方や、有料化の検討の進め方などについて取りまとめたガイドラインを改定し、有料化を行う市町村を引き続き支援していきます。

リサイクル以上に優先度の高いリユースを促進するため、研究会を開催しながら、市町村、リユース業者 等関係者間の連携による使用済製品等のリユース推進策について検討を行います。

2 循環資源の高度利用と資源確保

「環境研究総合推進費」は、廃棄物に係る諸問題の解決とともに循環型社会の構築を推進するため、科学技術基本計画及び環境研究・環境技術開発の推進戦略に基づき、競争的資金を活用し広く課題を募集し、循環型社会形成推進研究事業(以下、研究事業)及び次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業(以下、次世代事業)を実施します。

研究事業については、「有害廃棄物等に関する安全、安心のための廃棄物管理技術に関する研究」、「3R推

進のための研究」、「廃棄物系バイオマス利活用推進のための研究」、「循環型社会構築を目指した社会科学的複合研究」等を重点テーマとして、社会的・政策的必要性に応じた循環型社会形成推進に係る研究を推進します。

また、これらの実施状況については、平成22年6月に取りまとめられた「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」(中央環境審議会答申)に定められたとおり、「重点課題」についての着実なフォローアップを行います。

次世代事業については、日系静脈産業メジャーの海外展開に資する次世代廃棄物処理技術開発として、「熱利用の推進に関する技術開発」、「廃棄物の収集から処分に至るまでの低炭素化技術開発」、「廃棄物の処理・リサイクル技術の高度化・低コスト化」を重点テーマとし、途上国でも利用可能な廃棄物処理等に係る技術の開発を図ります。

さらに、「災害廃棄物の迅速・円滑な処理を目指した処理技術・システムの研究」を復興特別テーマとし、 東日本大震災で生じた災害廃棄物の1日も早い撤去、処理を進めるための研究を実施し、あわせて、放射性物 質に汚染された廃棄物の処理に関する研究を推進します。

また、建設廃棄物、特に混合廃棄物を構成する各種資材を主対象として、建築物の解体工事等に伴う廃棄物の発生抑制から収集・集積、加工・処理、流通及び再生資材の活用までの各段階が連携し、効果的に資源循環を推進するための技術体系並びにその普及基盤の開発を行います。

さらに、3Rに配慮した、製品の長寿命化や使用済製品のリサイクル促進に係る実証事業や技術開発として、「元素戦略/希少金属代替材料開発プロジェクト」、「革新的構造材料を用いた新構造システム建築物研究開発」、「希少金属等高効率回収システム開発」、「資源循環実証事業」、を実施するほか、価格高騰や一国依存等、供給リスクが高いレアメタル・レアアース等に係る使用量削減や代替材料開発として、「次世代自動車向け高効率モーター用磁性材料技術開発」や「レアメタル・レアアース等の代替材料・高純度化技術開発」等の事業を実施していきます。

独立行政法人国立環境研究所では、資源循環・廃棄物研究センターを中心に第3期中期計画(計画期間:平成23年度から27年度)に掲げられた重点研究プログラムの一つである「循環型社会研究プログラム」を始めとする調査・研究を推進します。

自治体における小型電子機器等の回収体制の構築や収集運搬等を支援しつつ、制度の普及啓発を行っていきます。

また、経済産業省と環境省では、レアメタル等のリサイクルシステムを構築するため、産業構造審議会と中央環境審議会の合同会合において、レアメタル等を多く含む主要製品全般を横断的に対象として、レアメタルのリサイクルを促進するため平成24年の9月に取りまとめを行いました。今後とりまとめたもののフォローアップを行っていきます。

3 安全・安心の確保

東日本大震災においては、津波により膨大な量の廃棄物がこれまでにない状態で発生しており、今後の震災に備えても、これらを踏まえて廃棄物の処理計画等を準備することが重要となっていることから、これら災害廃棄物の撤去、処理を進めることに資する研究・技術開発を推進します。

さらに、東日本大震災における被災地の復旧・復興のため、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うため に必要な一般廃棄物処理施設(ごみ焼却施設又はし尿処理施設)の整備への交付金による支援や、廃棄物分野 における温暖化対策を一層推進するための一般廃棄物処理施設の基幹的設備の改良、高効率ごみ発電設備の 導入など、交付金制度の活用による対策を引き続き進めていきます。

公害防止等試験研究費においては、「廃プラスチックのリサイクル過程における有害化学物質の排出挙動と 制御に関する研究|を実施します。

4 低炭素社会・自然共生社会づくりとの統合的取組

廃棄物の焼却や埋立てに伴う温室効果ガスの削減を図る観点からも、その発生量の抑制を図ります。

具体的には、廃棄物等の発生抑制・再使用・再生利用の推進によって廃棄物焼却量や直接埋立量の抑制を図ります。また、化石系資源の使用量の抑制を図るため、廃棄物発電施設や、有機性廃棄物からのメタン回収を高い効率で行う施設に対し補助するなど、廃棄物の焼却に伴って生じる排熱を有効に活用する廃棄物発電・熱利用やバイオマスエネルギーの活用を推進していきます。木くずなど有機性廃棄物の最終処分場への直接埋立については、温暖化効果の高いメタンを発生することから、できるだけ早期に廃止し、地域の特性に応じて、適切に再生利用等を行っていく必要があります。

また、循環型社会の形成等の観点を踏まえ、加工時のエネルギー消費量が少なく、再生産可能な資源としての特性を有する木材の利用を推進していきます。

5 循環資源バイオマス資源のエネルギー源への利用

下水道事業において発生する汚泥は、近年は減少傾向にあるものの、産業廃棄物の総発生量の約19%を占めており、下水汚泥を受け入れている最終処分場の残余年数が依然として非常に厳しい状況にあることから、今後さらなる汚泥の減量化、再生利用に加え、地球温暖化対策の推進も踏まえたエネルギー利用が必要となっています。このような状況を踏まえ、下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進、下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発などに取り組んでいきます。

バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標等を定めた「バイオマス活用推進基本計画」(22年12月閣議決定)に基づき、以下の取組を実施します。

- ア 国産バイオ燃料の本格的な生産に向け、原料供給から製造、流通まで一体となった取組のほか、食料・ 飼料供給と両立できる稲わら等のソフトセルロース系原料の収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用まで の技術の確立を目指します。
- イ 農山漁村の自立・分散型エネルギーシステムの形成に向けて、バイオ燃料や熱エネルギーを効率的に生産・利用するための技術の開発を推進します。

また、関係7府省共同で策定したバイオマス事業化戦略に基づき、原料生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を推進します。

加工時のエネルギー消費量が少ない地域材の利用等を推進するとともに、建設廃棄木材等の廃棄物系の木質資源のうち未利用となっている資源の再使用・再資源化を図るため、木質複合材料等の開発を行います。さらに、家畜排せつ物等有機性資源のたい肥化や再生可能エネルギーとしての利活用などによる循環的利用の促進等を推進します。また、農業集落排水事業において、発生する汚泥の有機肥料等へのリサイクルを推進します。このほか、水産系副産物である貝殻の再資源化により資源の循環的利用を推進します。

6 循環産業の育成

(1) 廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成

循環型社会の形成の礎となる産業廃棄物処理業の優良化を推進するため、優良産廃処理業者認定制度を活用して、環境配慮契約法の仕組みが地方公共団体や民間部門に波及していくよう関係者に働きかけるなどにより、適正処理に意欲的な処理業者が市場で適切に評価され、産業廃棄物の排出事業者から積極的に処理を委託されるような環境づくりを引き続き行っていきます。

事業者が、再生資源の利用率目標の達成及び再生資源の新規用途の開発などの、個別品目の状況に応じた 再生利用能力の向上を図ることを促進します。また、再生資源やリサイクル製品は、初めて使用される資源 やこれによる製品に比べて割高になりがちであることも踏まえつつ、信頼性を確保し、国、地方公共団体、 事業者、国民すべての主体がリサイクル製品を積極的に利用することなどにより、リサイクル製品の利用・ 市場の育成等を推進します。

そのほか、環境報告ガイドラインの改訂を受けて、その活用・啓発に努め、さらなる環境情報の開示促進

と質の向上に向けた取組を進めます。

(2) 廃棄物発電設備など廃棄物処理・リサイクル施設の整備推進

廃棄物の3Rを推進するための目標を設定し、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会形成推進交付金制度」を活用し、地域における循環型社会づくりのための社会資本整備を加速させます。

また、主に民間の廃棄物処理事業者が行う地球温暖化対策を推し進めるため、廃棄物熱回収施設設置者認定制度を活用するとともに、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業により、高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製造施設の整備、電動式塵芥収集車の導入を支援していきます。

さらに、平成25年度税制改正において、廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮の措置を講ずることとしています。

浄化槽においては、単独処理浄化槽の撤去費用に対して助成を行うことで、引き続き単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。また、温室効果ガスの削減目標達成のための浄化槽分野における CO₂削減対策の促進を図るため、低炭素社会対応型浄化槽の整備を引き続き推進していきます。

また、畜産業において発生する家畜排せつ物等については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第58号)等に基づき、適正な管理を徹底するとともに、地域における有効利用を促進し、効率的かつ環境保全上適切に循環するシステムを形成するための施設整備等を推進します。

再資源化施設に関しては、建設廃棄物等の再資源化を促進するため、再資源化施設の稼働状況等に関する情報交換システムの運用を推し進めていくとともに、再資源化施設の立地について、その適正な立地誘導等が図られるよう必要な施策について検討を進めていきます。

水産物の加工流通過程における排水処理の高度化及び水産加工残さ等のリサイクルの促進に必要な施設整備を推進します。港湾における廃棄物埋立護岸について、東京湾等において整備を行います。

(3) 静脈物流システムの構築

地域における資源循環型経済社会構築の実現に向けて、ゼロ・エミッション構想推進を目的とした全国26 か所の「エコタウン事業」認定地域を核に、資源循環の広域リサイクルチェーン構築に向けた取組への支援等 を行います。

このほか、資源のリサイクルを促進するため、首都圏の建設発生土を全国の港湾建設資源として広域的に 有効利用するプロジェクト (いわゆるスーパーフェニックス) として、平成25年度には小名浜港及び相馬港に おいて建設発生土の受入を実施します。

静脈物流の拠点となる港湾を総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)に指定し、広域的なリサイクル関連施設の臨海部への立地を推進するとともに、循環資源の収集・輸送・処理の総合的な静脈物流拠点を形成し、ネットワーク化を図ります。

7 廃棄物の適正な処理

(1) 不法投棄・不適正処理対策

不法投棄等の未然防止・拡大防止対策としては、廃棄物処理法(昭和45年法律第137号)の厳格な適用を図るとともに、引き続き、5月30日から6月5日までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国と都道府県等が連携して、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動等の取組を一斉に実施します。また、不法投棄等に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインの運用及び現地調査や関係法令等に精通した専門家を不法投棄等現場へ派遣し都道府県等による行為者等の責任追及の支援等を行い、不法投棄等の撲滅に向けてさらなる推進を図ります。

残存事案対策としては、延長された産廃特措法により対応するとともに、平成25年2月に取りまとめられた「支障除去等に関する基金のあり方懇談会報告書-当面の財政的な支援について-」も踏まえて、引き続き

財政支援のあり方等の検討を進めていきます。

シップリサイクル条約の施行を支援するため、我が国主導の下、各種ガイドラインの作成を行います。 国内においては、世界に先駆け、環境に配慮した先進国型のシップリサイクルシステムを構築するため、 解体技術手法の調査研究を実施するなど更なる取組を推進します。

使用済みFRP船の処理については、平成20年度から全国において(一社)日本マリン事業協会が「FRP船リサイクルシステム」の本格運用を開始したため、今後ともリサイクル処理の必要性及びFRP船リサイクルシステムの周知啓発等をおこなうことにより、FRP船のリサイクル処理の普及促進に取り組んでいきます。

(2) 最終処分場の確保等

最終処分場の確保が特に困難となっている大都市圏のうち、近畿圏においては、大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域処理場(廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、排水処理施設等)の整備促進及び埋立の円滑な実施を通じ、安全・安心・安定的な埋立処分容量の確保を図ります。また、首都圏をはじめその他の地域において、広域処理場の確保が必要となった際に、関係地方公共団体間に適切な働きかけを講じられるよう、次期広域処理場のあり方についての検討を実施します。

8 環境教育の推進と的確な情報共有・普及啓発

国民に対し3R推進に対する理解と協力を求めるため、関係府省(財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、消費者庁)連携の下、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進月間」と定め、引き続き、広く国民に向けて普及啓発活動を実施します。また、3R推進月間の事業の一環として、3Rの推進に貢献している個人、グループ、学校及び特に貢献の認められる事業所等を表彰する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」(リデュース・リユース・リサイクル推進協議会主催)の開催を引き続き後援します。

文部科学省では、学校における環境教育の推進を図るため、引き続き、環境のための地球学習観測プログラム (GLOBE) 協力校の指定を行います。また、文部科学省と環境省の連携・協力の下、「環境教育・環境学習データベース」による情報の提供や「環境教育リーダー研修」を実施するとともに、全国環境学習フェアを開催することとしています。

経済産業省では、引き続き、普及啓発用DVD「レッツゴー3R」等の貸出等を実施します。

また、容器包装リサイクル教材等3R教育に資する教材の貸出や関連資料の配布も引き続き実施します。

さらに、環境負荷の低減、環境情報の提供、JISの活用等を念頭におき、消費者等利害関係者からの意見を反映し、規格の制定・改正を行い、JISに対する信頼感に答えていきます。さらに、平成19年7月に策定した「国際標準化アクションプラン」に基づき、我が国の優れた環境技術を国際提案し、国際標準化活動に取り組みます。

9 その他

循環型社会基本法では、政府は、循環型社会の形成に関する施策を実施するために必要な財政上の措置等を講じることとしています。国の各府省の予算のうち、「循環型社会」の形成を推進するための経費は、平成25年度当初予算額で約3,093億2255万円となっています(表3-2-1)。

地方公共団体は、循環型社会の形成に関するさまざまな施策を策定・実施する主体です。その施策は当該 区域の自然的社会的条件を踏まえて実施されるものであることから、国は、地方公共団体が実施する施策の 適切さを確保するために、地方公共団体が施策を実施する際に参考となる基準・指針の設定等、地方公共団 体を支援する措置を講じていきます。

また、地方公共団体が循環型社会の形成に関する施策を講ずるために必要な費用について、交付金、地方公共団体への融資等、必要な財政措置を講じます。

表 3-2-1 主な循環型社会形成推進基本法関係予算

(百万円)

H25年度	H24年度
309,323	(552,195)
308,392	(551,140)
99,803	(106,042)
0	(97)
280	(498)
941	(940)
200,637	(436,379)
280	(118)
6,450	(7,065)
931	(1,055)
196	(212)
735	(843)
	309,323 308,392 99,803 0 280 941 200,637 280 6,450 931 196

資料:環境省

第3節 国際的な循環型社会の構築

(1) 有害廃棄物の適正管理

有害廃棄物の不適正な輸出入を防止するため、引き続き、地方環境事務所による立入検査等の現場対応を進め、都道府県や税関等との連携を図ることにより監視の強化に努めます。

また、有害物質を含んだ使用済電気電子機器については、金属スクラップに混入され輸出されることの無いよう、金属スクラップの有害特性分析方法の検討を進めていきます。さらに、「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」等による情報交換を引き続き行い、特にアジア各国との連携を推進します。これに加え、バーゼル条約事務局やバーゼル条約地域センター、関連国際機関との連携も強化し、アジア太平洋地域におけるE-wasteやコンピュータ機器廃棄物の環境上適正な管理、有害廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン策定に向けた財政的・技術的支援を行います。

(2)「アジア3R推進フォーラム」等を活用した3Rの国際的推進

我が国の提唱により、平成21年11月に設立された「アジア3R推進フォーラム」を活用することにより、アジア各国政府、国際機関、援助機関、企業等さまざまな主体の国際連携を促進するとともに、アジアにおける3Rの推進のための政策立案・実施等のための国際協力をより有機的に行います。また、OECDにおける資源生産性向上に係る取組や、UNEP国際資源パネルにおける資源利用に伴う環境影響に関する科学的知見の取りまとめ等の活動を引き続き支援していきます。

また、持続可能な消費と生産に関する10年枠組のための理事会メンバーとして我が国の知見を活用し、循環型社会の形成に向けた貢献を行っていきます。

さらに、平成23年度より開始した我が国循環産業の国際展開に対する計画を引き続き行っていきます。主要な取組として、我が国循環産業における具体的な国際展開事業計画について実現可能性調査やワークショップ開催等への支援を行うほか、関係者が情報共有・意見交換を行う静脈産業海外展開促進フォーラムの開催等を行っていきます。

また、次世代の循環産業を支援するために企業の新たな循環ビジネスモデルの確立支援を行います。

(3) リサイクル分野における我が国企業のアジア展開の支援

近年、アジアでは、各国の経済成長に伴う廃棄物発生量の増加や資源価格の高騰により資源需要が高まっており、リサイクルに関する法制度や産業インフラの整備需要が高まっています。

一方、我が国のリサイクル産業には、資源循環制度を背景とした高い技術やオペレーションノウハウが蓄積されており、アジアにおけるこうしたインフラ需要の高まりは、我が国企業にとって大きなビジネスチャンスとなっています。

こうした状況を踏まえ、経済産業省では平成22年6月に発表した産業構造ビジョンにおいて、戦略的に推進すべきインフラ関連/システム輸出分野の一つにリサイクル分野を位置付け、我が国企業のアジア展開を積極的に支援しています。

具体的には、アジア各国における、法制度、市場規模、収益性及び事業リスク等を調査・分析し、我が国企業によるリサイクルビジネス展開の可能性調査をおこなっており、平成25年は、中国、ベトナム、インドネシアにおいて、調査を実施します。

また、各地域で直面している廃棄物・リサイクル問題を解決するため、我が国のリサイクル技術・システムを活用した実証事業を実施しています。2013年は、インドにおいて電気電子機器廃棄物自動車リサイクル、中国、アセアン・インドにおいて廃エンジンオイル等リサイクルに関する事業を実施します。

(4) し尿処理システムの国際普及の推進

国連ミレニアム目標に掲げられた、衛生的なトイレを使用できない25億人の人口を半減させるという国際的な衛生問題の解決のために、水の安全保障研究会において示された我が国の貢献として、浄化槽やし尿処理施設などの日本のし尿処理システムの国際普及を図ります。

第4節 東日本大震災により生じた災害廃棄物及び放射性物質に汚染された廃棄物の処理

1 災害廃棄物の処理

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)や東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成23年法律第99号)に基づき、市町村が行う災害廃棄物処理事業の負担費用軽減措置を講じます。

また、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づき、市町村から要請があった市町村における災害廃棄物処理事業を国が代行して行います。廃棄物処理施設の復旧事業等に対して財政的な支援を行うとともに、被災した市町村に職員等を派遣するなど人的な支援も実施します。

大量に発生した災害廃棄物は、処理・処分目標である平成26年3月末までの完了に向けて、県内処理及び 広域処理により着実に進めていくとともに、関係者の協力を得て、海岸防災林や堤防等公共工事で復興資材 として活用するなど、できる限りその再生利用を図ります。また、福島県の災害廃棄物等については、一部 平成26年3月末までの完了が困難であることから、国の直轄処理、代行処理の加速化を図り、夏頃を目途に 全体の処理見通しを明らかにします。

2 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)に基づき、対策地域内廃棄物の処理を進めるため、仮置場の設置、仮設焼却炉の整備等を行い、処理を進めます。また、同法に基づき、

指定廃棄物等の処理を進めるため、既存の処理施設の活用を図りつつ、必要に応じて新たな処理施設の整備を進めます。さらに、放射性物質に汚染された廃棄物の処理に関する知見を引き続き集積し、これらの廃棄物の安全な処理を促進します。